



目 次

規 則	ページ
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の廃止 (健康長寿政策課)	3
○高知県保健医療計画の変更 (医療政策課)	3
○第12次高知県鳥獣保護管理事業計画の変更 (鳥獣対策課)	3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (15件) (治山林道課)	3
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 (3件) (")	5
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	6
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	6
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	6
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○内水面等におけるにほんうなぎの採捕に係る指示	7
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	7
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行 (")	8

規 則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号
高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「1,080円」を「1,050円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号
高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次項」を「次項及び第39条」に改める。
第36条の表中

別記第48号様式	第76条第1項	第74条の規定により読み替えて適用する同条例第76条第1項
	高知県知事	市町村の長（高知県住宅供給公社の理事長）

を

別記第48号様式	第76条第1項	第74条の規定により読み替えて適用する同条例第76条第1項
	高知県知事	市町村の長（高知県住宅供給公社の理事長）
別記第49号様式	高知県知事	市町村の長（高知県住宅供給公社の理事長）

に改める。

第39条を第40条とし、第38条の次に次の1条を加える。
（添付書類の省略）

第39条 別記第1号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第10号様式、別記第17号様式、別記第19号様式、別記第21号

様式、別記第24号様式及び別記第26号様式の規定により、これらの様式に添えて提出することとされている書類について、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を受けることができる場合又は高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）第4条第3項若しくは第4項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができる場合であつて、県営住宅の入居の申込みをしようとする者又は入居者が別記第49号様式による個人番号届出書を提出したときは、これらの様式の規定にかかわらず、当該内容が記載された書類の添付を要しないものとする。
別記様式に次の1様式を加える。

第49号様式 (第39条関係)

個人番号届出書

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

個人番号について、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第39条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

<small>ふりがな</small> 氏名	続柄	個人番号
	本人	

- 備考 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の規定により個人番号を提供するときは、本人確認に必要な書類を提示し、又はその写しを添えてください。
- 2 個人番号を届け出た方で、知事が個人番号を通じて税関係情報を取得することに同意する方は、裏面の同意書に署名してください。

(裏面)

同意書

次の者は、知事が高知県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務を処理する場合に限り、個人番号を通じて税関係情報を取得することに同意します。

同意者	申請者との続柄	
	氏名	
同意者	申請者との続柄	
	氏名	
同意者	申請者との続柄	
	氏名	
同意者	申請者との続柄	
	氏名	
同意者	申請者との続柄	
	氏名	
同意者	申請者との続柄	
	氏名	
同意者	申請者との続柄	
	氏名	

- 備考 1 同意する方が自ら署名してください。
- 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を併せて提出してください。
- 3 同意が必要な方の数が署名欄より多い場合は、欄外に記入してください。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の6の規定に基づき、平成30年3月31日限り、高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会を廃止する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第309号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、平成25年3月高知県告示第207号（高知県保健医療計画の変更）で告示した第6期高知県保健医療計画を変更し、第7期高知県保健医療計画を定めたので、同法第30条の4第16項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、第7期高知県保健医療計画の全文を高知県健康政策部医療政策課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

高知県告示第310号

第12次高知県鳥獣保護管理事業計画（平成29年3月高知県告示第270号）について次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第311号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和58年4月農林水産省告示第522号（一に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法
変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第312号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月農林水産省告示第2679号

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法
変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第313号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月農林水産省告示第2600号

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法
変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第314号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和58年5月農林水産省告示第615号

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法
変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第315号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年11月農林水産省告示第2164号

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法
変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第316号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

<p>平成30年3月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年11月農林水産省告示第2184号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第317号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月30日</p>	<p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第319号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年4月農林水産省告示第429号（二に限る。）</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びに香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第320号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月30日</p>	<p>る。）</p> <p>高知県告示第321号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和58年8月農林水産省告示第1484号（二及び三に限る。）</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第322号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和58年6月農林水産省告示第1041号（一から三までに限る。）</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年8月農林水産省告示第1408号（三に限る。）</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第318号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月30日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年5月農林水産省告示第614号（一及び二に限る。）</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年9月農林水産省告示第1590号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供す</p>	

高知県告示第323号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月農林水産省告示第1072号（一から三までに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第324号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月農林水産省告示第2138号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第325号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和46年3月農林省告示第555号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字畝越谷乙5609番1から高岡郡津野町芳生野字大ツエ甲2394番1まで	前	12.2 }	160
	後	14.6 }	
		40.8	

高知県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

2 路線名 土佐清水宿毛

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村宮ノ川字マツキワラ1207番1から幡多郡三原村宮ノ川字コヲド1445番16まで	前	11.3 }	537
	後	11.3 }	
		45.5	

高知県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 足摺岬公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市窪津字下灘山1710番634から土佐清水市津呂字山口54番6まで	前	3.6 }	680
		20.1	
土佐清水市窪津字下灘山1710番351地先から土佐清水市津呂字山口302番1まで	A	3.6 }	613
		20.1	
土佐清水市窪津字下灘山1710番351地先から土佐清水市津呂字山口54番6まで	後	11.9 }	561
	B	35.8	

高知県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町芳生野字畝越谷乙5609番1から 高岡郡津野町芳生野字大ツエ甲2394番1まで	160	平成30年3月30日

高知県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町黒瀬字鶴ノ林52番1から 高岡郡越知町黒瀬字網蔵1番1地先まで	294	平成30年3月30日

高知県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村宮ノ川字マツキワラ1207番1から 幡多郡三原村宮ノ川字コロド1445番16まで	537	平成30年3月30日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年12月12日 29高都計第489号	吾川郡いの町枝川字成福寺4089番4ほか	長岡郡大豊町津家1612番地 有限会社三代目竹内石材 代表取締役 竹内 盛起
平成30年3月7日 29高都計第696号	南国市小籠字天神丸536番4の一部	南国市小籠536番地1 利岡 良建、利岡 三保

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第

2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「病院総合医養成センター」を「研修管理センター」に改める。

第9条第10項を削り、同条第11項中「及び経営事業部経営事業課」を「、経営事業部経営事業課及び病院総合医養成センター」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第10項とする。

(3) 病院総合医養成センターの分掌事務

ア 総合医の養成に関すること。

イ アに掲げるもののほか、センターに関する必要な事項

第9条第12項中「及び経営事業部経営事業課」を「、経営事業部経営事業課及び研修管理センター」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第11項とする。

(3) 研修管理センターの分掌事務

ア 臨床研修医等の育成に関すること。

イ アに掲げるもののほか、センターに関する必要な事項

第9条第13項を同条第12項とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第1号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 高知警察署の表高知警察署下知交番の項中「高知市知寄町一丁目4番33号」を「高知市二葉町4番17号」に改める。

別表第2の11 中村警察署の表中村警察署所在地の項中「加久見入沢町」を「加久見入沢町 清水ヶ丘」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第2号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 通信傍受の指導及び教養に関すること。

第15条に次の2項を加える。

2 捜査第一課に、検視官室を置く。

3 検視官室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第38条第1号エ中「給与調査官」を「給与調査官、上席師範」に改め、同条第3号イ中「広域捜査官」を「検視官室長、広域捜査官」に改める。

第46条第1項中「術科指導官及び給与調査官」を「術科指導官には警視又はこれに相当する一般職員を、給与調査官及び上席師範」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 上席師範は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、術科教養に関する事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第55条第1項中「広域捜査官」を「検視官室長には警視を、広域捜査官」に改め、同条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「総括処理する」を「処理する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 検視官室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、検視及び死体の見分に関する事務の総合的な企画、調査、指導教養及び訓練並びに特定の事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第97号

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面（以下「内水面等」という。）におけるほんうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成30年3月23日に次のとおり指示した。

平成30年3月30日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉川 照彦（採捕の制限）

1 県内の内水面等において、10月1日から翌年の3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限

りでない。

(1) 高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）第35条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。）（指示の有効期間）

2 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

高知県住宅供給公社理事長 野々村 毅

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称 高知県住宅供給公社
2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

Table with 2 columns: 団地名, 位置. Rows include 鏡水, 大津, 若草町, 若草南, 介良, 船岡, 小高坂三の丸.

Table with 2 columns: 団地名, 位置. Rows include 宇治, 長浜馬場の西, 柳ノ内, 行当, 土佐山田, 鏡川, 潮江, 船岡南, 桜ヶ丘, 沖田, 別所山, 日高, 元, 十津南, 春野, 天神南, 鏡野, 窪川, 奈半利, 佐喜浜, 蒲原, 赤岡.

安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町

土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

高知県住宅供給公社理事長 野々村 毅

- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

|     |    |
|-----|----|
| 団地名 | 位置 |
|-----|----|

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3,352番地2  |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2  |
| 村営住宅国岡団地B棟 | 〃                 |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1,085番地   |
| 村営住宅夢団地    | 高岡郡日高村本村24番地1     |
| 村営住宅清水水田団地 | 高岡郡日高村本郷1,604番地11 |
| 村営住宅福良住宅   | 高岡郡日高村下分3,938番地2  |
| 村営住宅鍛冶屋住宅  | 高岡郡日高村下分3,884番地1  |

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容  
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務  
 (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間  
 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで